

役員等及び評議員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらか福祉会（以下「法人」という。）の業務のため執務する理事、監事、第三者委員（以下「役員等」という。）及び評議員、評議員選任解任委員（以下「評議員等」という。）の報酬および費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 法人の役員等及び評議員等に対する報酬等は勤務実態に即した報酬を支給する。ただし、役員等及び評議員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(支 給 日)

第3条 役員等及び評議員等の報酬は、その都度支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等及び評議員等が理事会、監事会、評議員会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のため出張したときは、その実態に応じて費用の弁償を行う。

(在勤地外の勤務)

第5条 在勤地外における会議若しくは研修については、職員の旅費規程に準じて支給する。

(実施規程)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

(改 正)

第7条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成20年 10月 2日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年 5月 22日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表 1

1. 役員等及び評議員等の報酬

職 位	支給額（日額）
理 事	10,000円
監 事	10,000円
評 議 員	10,000円
評議員選任解任委員	10,000円
第三者委員	5,000円

2. 報酬（日当）支給基準

役員等及び評議員等に対する報酬（日当）基準額は、拘束時間4時間以上のときは全日当、それ以外のときは半日当とする。